

# 船橋市児童ホーム条例施行規則

## ○船橋市児童ホーム条例施行規則

昭和58年3月31日

規則第23号

改正 平成5年3月31日規則第43号

平成30年10月26日規則第101号

### 船橋市児童ホーム条例施行規則

船橋市児童ホーム条例施行規則（昭和44年船橋市規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市児童ホーム条例（昭和44年船橋市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

（業務）

第2条 船橋市児童ホーム（以下「ホーム」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 児童の健全な遊びの指導に関すること。
- (2) 児童の体力増進の指導に関すること。
- (3) その他児童の健全育成に関すること。

（平30規則101・一部改正）

（使用時間）

第3条 ホームの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 ホームの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 毎週月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項第2号に規定する休日が月曜日に当たる場合は、その翌日を休館日とする。

（平30規則101・一部改正）

（使用者の範囲）

第5条 ホームを使用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 18歳未満の児童。ただし、未就学児童については、保護者の同伴を必要とする。
- (2) 児童の健全育成に関係する団体
- (3) その他市長が必要があると認める者

（平30規則101・一部改正）

（使用の手続等）

第6条 ホームを使用しようとする者は、次の各号のいずれかに定める手続をしなければならない。

- (1) 個人で使用しようとするときは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める様式に必要な事項を記入すること。

ア 未就学児童 船橋市児童ホーム使用者入館票（第1号様式）

イ 未就学児童を除く児童 船橋市児童ホーム使用者入館票（第1号様式の2）

- (2) 団体で使用しようとするときは、その団体の責任者（以下「団体の責任者」という。）は、船橋市児童ホーム団体使用許可申請書（第2号様式）に船橋市児童ホーム団体使用者名簿（第3号様式）及び行事計画書（第4号様式）を添えて、使用しようとする日の属する月の前月の20日までに市長に申請すること。

## 船橋市児童ホーム条例施行規則

2 市長は、前項第2号の規定による申請を許可したときは、団体の責任者に対し、船橋市児童ホーム団体使用許可書（第5号様式）を交付する。この場合において、ホームの使用期間は、30日以内とする。

3 市長は、前項の規定による使用の許可に当たっては、管理運営上必要な条件を付することができる。

（平30規則101・一部改正）

（使用の取消等）

第7条 ホームの使用許可を受けた団体の責任者が、ホームの使用を取り消し、又は変更しようとするときは、船橋市児童ホーム団体使用取消（変更）許可申請書（第6号様式）に船橋市児童ホーム団体使用許可書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、船橋市児童ホーム団体使用取消（変更）許可書（第7号様式）を団体の責任者に交付する。

（平30規則101・一部改正）

（使用の制限）

第8条 市長は、ホームの使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ホームの使用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 未就学児童に保護者が同伴していないとき。
- (2) 伝染性の病気にかかっていると認められるとき。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他市長が使用を不相当と認めるとき又は公用若しくは公共用に供する必要があるとき。

（平30規則101・一部改正）

（使用者の守るべき事項）

第9条 ホームの使用者は、園長の指示に従うほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ホームの備品類をホーム外に持ち出さないこと。
- (2) ホーム内に危険物若しくは不潔な物品又は動物を持ち込まないこと。
- (3) 許可を受けずに壁等に貼り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (4) 許可を受けずに火気を使用し、又は特別の設備をしないこと。
- (5) 使用を終了したときは、使用場所の清掃を行い、設備等を原状に回復すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、ホームの管理運営上不相当と認められる行為をしないこと。

（平30規則101・一部改正）

（損傷の届出及び賠償）

第10条 ホームの使用者は、ホームの建物又は附属設備を損傷したときは、直ちに園長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出により建物又は附属設備に損傷が認められるときは、現品又は相当の代価をホームの使用者に請求することができる。

3 ホームの使用者は、賠償の請求を受けたときは、請求を受けた日から7日以内に賠償を行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、期限を延長することができる。

（平30規則101・一部改正）

附 則  
（施行期日）

## 船橋市児童ホーム条例施行規則

- 1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の船橋市児童ホーム条例施行規則に規定するホームの使用許可書の交付を受けた者は、この規則による改正後の船橋市児童ホーム条例施行規則に規定するホームの使用許可書の交付を受けたものとみなす。  
附 則 (平成5年3月31日規則第43号)  
この規則は、平成5年4月1日から施行する。  
附 則 (平成30年10月26日規則第101号)  
この規則は、平成30年10月27日から施行する。

第1号様式

船橋市児童ホーム使用者入館票

年 月 日

保護者（氏名）	
連絡先	
未就学児童（ふりがな・氏名・年齢）	

第1号様式の2

船橋市児童ホーム利用者入館票

年 月 日

ふりがな	
氏名	
連絡先	
学校名	
学年	

# 船橋市児童ホーム条例施行規則

第2号様式

## 船橋市児童ホーム団体使用許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団 体 名

責任者住所

TEL( )

責任者氏名

下記のとおり児童ホームを使用したいので、船橋市団体使用者名簿及び行事計画書を添えて申請します。

記

使 用 目 的							
使 用 場 所							
使 用 備 品							
火気使用の有無	有 ・ 無	火気使用責任者					
使 用 日 時	年 月 日		午 時から				時まで
	( 曜 )		午				
予 定 使 用 者 数	幼 児	名	小 学 生	名	そ の 他	名	計 名
当 日 の 責 任 者	住 所		電 話 ( )				
	氏 名		Ⓜ				
備 考							

第3号様式

船橋市児童ホーム団体使用者名簿

責任者氏名		住所		年齢		電話	
番号	氏名	住所	学校	学年	電話		

第4号様式

行 事 計 画 書

1	行事の主旨	
2	本行事に関する会費等の有無	有・無 (説明)
3	プログラム	
4	その他特記事項	



# 船橋市児童ホーム条例施行規則

第5号様式

第 号  
年 月 日

船橋市児童ホーム団体使用許可書

様

下記のとおり児童ホーム及び設備の使用について許可します。

船橋市長



記

使用目的							
使用場所							
使用備品							
火気使用の有無	有・無	火気使用責任者					
使用日時	年 月 日		午 時から		午 時まで		
	( 曜 )						
使用者数	幼 児	名	小 学 生	名	そ の 他	名	計 名
当日の責任者	住所 氏名		電話( )				
備考							

# 船橋市児童ホーム条例施行規則

第6号様式

船橋市児童ホーム団体使用取消(変更)許可申請書

年 月 日

船橋市長 あて

団 体 名

責任者住所

氏 名

T E L ( )

下記のとおり児童ホーム団体使用の取消(変更)をしたいので、許可されるよう申請します。

記

使用許可の日時	年 月 日( 曜日)	午 時から 午 時まで
許 可 番 号	第 号	
団 体 名 及 び 責 任 者 氏 名		
取 消 ( 変 更 ) の 理 由		
※ 変更の場合のみ下欄に記入して下さい。		
新 た な 使 用 の 日 時	年 月 日( 曜日)	午 時から 午 時まで
備 考		

# 船橋市児童ホーム条例施行規則

第7号様式

第 号  
年 月 日

船橋市児童ホーム団体使用取消(変更)許可書

様

年 月 日付けをもって申請のあった児童ホームの団体使用取消(変更)について下記のとおり許可します。

船橋市長 印

記

団体名及び 責任者氏名							
取消(変更) の理由							
変更の場合の 新たな使用日時	年	月	日(曜日)	午	時から	午	時まで
使用目的							
使用場所							
使用備品							
使用者数	幼 児	名	小 学 生	名	そ の 他	名	計 名
備考							

第1号様式

(平30規則101・全改)

第1号様式の2

(平30規則101・追加)

第2号様式

(平5規則43・平30規則101・一部改正)

第3号様式

第4号様式

第5号様式

第6号様式

(平5規則43・平30規則101・一部改正)

第7号様式

(平30規則101・一部改正)